

※売上金額については、消費税及び地方消費税を除いた金額で算定します。

# 南相馬市時短協力金申請に係るフローチャート

※南相馬市内に対象店舗を有する方  
※中小企業の方は、自らの申請方針を選択する際の参考としてください。

以下のア～エの区分に応じて申請に当たった際の「売上の状況に関する資料」が異なりますので、別表1チェックリストの各区分に応じた書類をご準備ください。

交付要件（申請受付要項の2（2）ア～キ）のすべてに該当し、以下の①②いずれかに該当する飲食店で、協力金の対象施設となっているか？  
①接待を伴う飲食店  
②酒類を提供する飲食店  
※対象外施設についてはQ&Aを参照

はい

令和2年7月2日以降に開店

中小企業か？※<sup>1</sup>  
○飲食業  
資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社  
or  
常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人  
  
○サービス業（カラオケ店等）  
資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社  
or  
常時使用する従業員が100名以下の会社及び個人

はい

令和元年7月または令和2年7月の飲食部門における1日当たりの売上が以下のどれにあたるか？  
  
※1日当たりの売上＝令和元年7月または令和2年7月の飲食部門の売上金額÷31日  
  
A：25万円以下  
B：25万円超

A

**ア 売上高方式により申請**  
**(2.5～7.5万円/日)**

いいえ

令和元年7月または令和2年7月と比較して、令和3年7月の飲食部門における1日当たりの売上減少額が187,500円以下か。

はい

**イ 売上高減少方式により申請**  
**(0～20万円/日)**

中小企業か？  
(中小企業の定義は※<sup>1</sup>のとおり)

はい

令和2年7月2日～令和3年7月6日までの飲食部門における1日当たりの売上が以下のどれにあたるか？  
  
※1日当たりの売上＝開店日～令和3年7月6日までの飲食部門の売上÷開店日から令和3年7月6日までの総日数（定休日含む）で除して算出  
  
C：25万円以下  
D：25万円超

C

**ウ 新規開店特例による売上高方式により申請**

開店日から令和3年7月6日までの飲食部門の1日あたりの売上と比較して、令和3年7月の飲食部門における1日当たりの売上減少額が187,500円以下か。

はい  
いいえ

**エ 新規開店特例による売上高減少方式により申請**

いいえ

いいえ

協力金の交付対象外です。